

主な項目

- 1) 中学1年生からの子宮頸がんワクチン接種について
- 2) 子宮頸がん検診に、新検査「液状細胞診」の採用を求める
- 3) 新規運行される町営バス(仮称)能瀬・清水線の住宅街の運行を求める
- 4) あがた公園計画の財源内訳を示せ
- 5) 放射能汚染から学校や保育園等の給食の安全をどう守るのか
- 6) 津幡町も原子力防災対策対象地域に加えよと県に強く申し入れよ

1) 中学1年生からの子宮頸がんワクチン接種について

答弁・・・健康福祉課長と教育長へ

女性特有のがんは乳がん、子宮がんなどあります。中でも子宮頸がんは20代、30代の若年層で増加傾向にあるということです。子宮頸がんは性交渉による HPV ヒトパピローマウイルスというウイルスの感染により子宮の入り口にできるがんです。女性であればだれでも性交渉によって感染する可能性があります。感染してもほとんどの場合ウイルスは自然に排除されてしまうそうです。しかしウイルスが排除されずに長期間感染して、数年～数十年かけて子宮頸がんを発症する場合があります。全国で年間約1万5000人が発症し、約3500人が死亡していて、女性特有のがんでは第2位ということです。

この子宮頸がんを予防するワクチンが開発されました。半年間で3回、腕の筋肉に注射をします。町は小学6年～中学3年生のワクチン接種希望者に対して、2010年8月から、接種の一部を助成しています。この4月からは中学1年から高校2年相当の年齢者を対象にワクチン接種希望者に対し、その全額が助成されます。

これまでの子宮頸がんワクチンの接種状況、その人数や接種率などを聞きます。また、子宮頸がんワクチンの有効性について、安全性についてはどうか。また接種対象者や保護者への周知はどのようにしていますか。

いまのところ、子宮頸がんワクチンの接種は任意です。子どもにワクチンを接種させようかどうか迷っている保護者がいるのではないのでしょうか。そのような場合、健康福祉課のみならず、学校が保護者に対して説明したり、児童生徒への教育の場を設けたりすることが有効ではないかと思えます。

学校側から保護者や子どもたちに対して説明はしているのでしょうか。また学校を通じての啓発、周知方法はどのようなですか。ワクチンの接種対象者である小中学校女子児童生徒への教育について、どのように考え、どのように実行しているかを聞きます。

保護者から学校側に対して相談や質問がないのでしょうか。たしかに健康福祉課担当の問題ではあるけれど、ワクチン接種の当事者は児童生徒なのですから、学校側からなんらかの説明があつてしかるべきだと思いますがいかがですか。また今後の方針としてはどうなのか。

2010年に開かれた「ワクチン接種の交付金に関する全国都道府県担当者会議」では、接種しやすい環境を整えるため、医療機関と学校側との調整の必要性や児童生徒への教育に関する文部科学省との連携についても取り上げられていました。学校側からの周知も必要ではないか、また児童生徒への教育も大切にしてほしいということを教育長に要望したいと思います。

## 2) 子宮頸がん検診に、新検査「液状細胞診」の採用を求める

答弁・・・町長へ

子宮頸がん検診に新検査方法である「液状細胞診」の採用を求めるということで町長に答弁をお願いします。

さきほど、子宮頸がんの発生率、死亡率とも、若年層で増加傾向にあるといたしました。その子宮頸がんの検診に「液状細胞診」という検査方法が新たに導入されます。石川県内の集団検診は、県予防医学協会と県成人病予防センターが担当していると聞いています。両者とも今年4月から「液状細胞診」という検査方法を導入します。この検査により異常発見率は20%前後あがるということです。発見率が1.5倍にあがるという報道もあります。従来の方法では細胞採取後、スライドガラスへ細胞を塗抹し検鏡、診断していましたが、この新方法は採取した細胞を特殊な液の中で回収する方法で、標本の作製が均一化・標準化し、がんやウイルスの発見率が向上するという事です。その際、液状細胞診には容器代などの費用が新たにかかります。県の健康推進課に確認したところ、集団検診で液状細胞診を採用するかどうかは、各市町の判断であるということでした。

子宮頸がんは早期発見すれば治せます。町は予防ワクチン接種にも取り組んでいるのですから、多少費用が増しても、液状細胞診の採用を図り、予防と検診の両輪で子宮がんに対する対応をしっかりとやっていただきたいと思います。

また異常発見率が向上しても、検診率が向上しなければ意味がありません。子宮がんや乳がんの検診率の状況はどうか。検診率アップのための施策はどうか、とくに20歳以上が対象である子宮がん検診の若者層への検診向上への取り組みはどうか。

2月28日、県に確認しましたら、現在11自治体で「液状細胞診」を採用することとなり、津幡町を含む3自治体が未定であり、残りの5自治体はいまのところ不採用という状況ですという。

国立がん研究センターによると、わが国では10年間の観察において、検診を受けた人が40%以上の高実施地区では、子宮頸がん死亡率が63.5%減少したのに対して、検診を受け

た人が 10%台の地区では、子宮頸がん死亡率減少は 33.3%にとどまっていることが報告されています。

ついこの間の3月1日に、厚生労働省は2012年度から5年間の第2期がん対策推進基本計画案をまとめ、そのなかで、死亡率が上昇している乳がんと子宮頸がんの受診率50パーセントを目標にと掲げています。子宮頸がんの受診対象者は、20歳から69歳と幅広い。一層の検診率アップの手だてが重要視されています。

3) 新規運行計画される町営バス「能瀬・清水線」(仮称)は住宅街の運行を求める  
答弁・・・町長へ

津幡町の北部地域、あがた地区に関して提案と質問をします。最初に新規運行計画される町営バス「能瀬・清水線」についてです。

質問 1

「能瀬・清水線」が運用される沿線は、いままでバスの恩恵をうけてこなかった地域にあたり、歓迎すべきことだと思います。周辺地域から関心と歓迎の声を聞きます。能瀬から舟橋、そしてプラント3を通り、清水、本津幡駅、河北中央病院、役場、シグナス、津幡駅をつなぐバス路線です。このエリアは自家用車等利用できない人たちにとっては、自宅から徒歩で買い物をするにはむずかしく、医療施設も少なく、便利そうでありながら実は陸の孤島にも近い、不便な地域でした。そういう意味で、バスを利用して買い物や医療施設へ自ら出向くことができるようになることは大変良いことだと思います。

この路線の最大の目的はなにかというと、交通手段を持たない人たちの日用品の買い物を可能にし、医療施設や公的施設等への移動を可能にすることだと思いますが、改めて町の、この路線の運行計画の目的について聞きます。

質問 2

能瀬～舟橋間のバス走行についてです。この地図を見ていただきたいのですが(横60cm、縦90cmのパネルを示しながら)、計画によると、能瀬と舟橋間のバスは、国道159号線の下側の側道(一方通行道路)を舟橋からまっすぐ能瀬に向かい、能瀬でUターンして単に往復するだけです。しかも沿道には住宅はほとんどありません。これではバス停に行くまでが一苦勞で、利用したくても利用できなくなる人たちが増える、あるいはバスが走っていることすら気がつかない人たちがたくさん出ることが予想されます。そこでここに示すような、住宅街を走る路線を提案したいのです。(パネルで示しながら説明する)

このようなわたしの提案に対して、担当課はバス停の設置の問題や冬場の雪による道路事情を心配していることは承知しています。しかし、利便性向上を積極的に図らなければならないと思います。空気を運ぶバスになっては困ります。利便性を図るための工夫も必要で、初期投資も必要です。積雪が心配なら季節に応じた期間限定の路線変更も可

能ではないでしょうか。

各地区に配布されたアンケートについて気になった点があります。アンケートの最初に、「このアンケート調査は、公共交通を利用しなければ移動困難な方を対象に実施するものです。（お車等をお持ちの方は、ご遠慮ください。）」とありました。いまのところ該当しないとして、アンケートに記入しなかった人たちがけっこういたようです。将来バスを利用する可能性のある人がアンケートに答えていないということになります。回答者を極端に限定したアンケートの取り方で、しっかりと住民の意見を聞くことができたのか疑問です。

路線については周辺地域住民の意見を聞き、十分に担当課で吟味しなければならないし、地域公共交通会議でしっかりと審議されるべき問題です。能瀬・舟橋間の走行に関してのみならず、清水地域についても住民の意見をしっかりと受け止めて運行路線の検証をしてください。

### 質問3

運行時間や路線が決まったなら、実証実験期間を設けて本当に利便性の高いバスとなっているかを検証してください。また、路線を周知させるためにも、路線開設時に無料乗車の期間を作って、宣伝告知に務めていただくことを要望します。

これらのことについて、地域公共交通会議でぜひ審議していただきたい。限られた予算の中ではありますが、住民にとって「利用しやすい地域バス」を目指してください。

### 4) あがた公園計画の財源内訳を示せ

答弁・・・町長へ

2012年度予算の重点事業のひとつに、都市公園整備事業があり、あがた公園の整備がその主なものとなっています。あがた公園計画の2012年度の予算は総額1億5750万円です。財源の内訳は国からの社会資本整備総合交付金が5440万円、町の借金に当たる地方債が9270万円、一般財源が1040万円となっています。具体的にどんな整備をするのでしょうか。

あがた公園の事業期間は2007年～2015年の8年間であり、総事業費は18億円となっています。2012年度予算を加えるといままでの事業費の合計額はいくらで、財源の内訳はどのようになっていますか。地方債の償還期間は何年で、利子はいくらになるのでしょうか。完成までの総事業費の財源内訳が見積もられているのなら、その見積もりも示していただきたいと思います。町長に答弁をお願いします。

答弁の主な内容・・・あがた公園完成までの財源の内訳は

●国からの交付金・・・・・・・・・・7億8660万円

●地方債（町の借金）・・・・・・・・・・8億3980万円

●町の一般財源・・・・・・・・・・1億7360万円

合計金額 18億円

## 5) 放射能汚染から学校や保育園等の給食の安全をどう守るのか

答弁・・・町長と教育長へ

今年4月から、食品中の放射性物質を規制する許容基準が変わり、規制が厳しくなります。新基準値は食品からの被曝線量を1年間で1ミリシーベルトを超えないようにと設定された値です。

福島第一原発事故直後に定められた暫定規制値は(野菜やコメや肉・魚介類等の)食品1キログラムあたりセシウム500ベクレルだったのが、新基準値は(野菜やコメ・肉・魚介類などの一般食品は)5分の1の、100ベクレルに下がります。飲料水は200ベクレルが10ベクレルに、牛乳・乳製品は200ベクレルから50ベクレルに、そして乳児用食品は50ベクレルとなります。

福島第一原発事故直後に定められた暫定規制値以下でいままで市場に出回っていた食品が、新基準値により食べてはいけない、飲んではいけないということになる場合がでてきます。放射能による食品汚染の基準値が厳しくなることは歓迎できますが、その基準が本当に安全かについては、わからないのが実情ではないかと思えます。内部被曝に詳しい琉球大学の矢ヶ崎(やがさき)教授は、基準値以下でも放射能に汚染されている食べ物は体内で放射線を出し、分子を切断するから食べてはいけないといっています。

水産省の発表によるとヒラメやカレイ、メバル、イワナ、わかめなど多数の海産物、魚介類から暫定規制値をはるかに超える放射性物質が検出されています。グリーンピース放射能測定室が昨年関東や三陸地方のスーパーに並ぶ魚を検査したところ、ブリ、カツオ、マイワシなどからも放射性物質が検出されたという報告がありました。回遊する魚の食物連鎖による放射能の蓄積が懸念されます。検査体制が不十分な状況では、放射能に汚染された魚介類を知らずに食べていることもあり得ます。

放射能汚染による食の監視は今後、10年、20年、30年と続けていかなければなりません。実際、チェルノブイリ事故による食品汚染は25年以上たっただけでも続いています。

子どもは大人より細胞分裂が盛んで、成長期の放射能に対する感受性は大人の数倍にもなります。わたしたち大人は、安心して食べ物を食べることさえできないような汚染国日本を作ってしまった。学校や保育園、公立私立も含めて給食の安全を、今後長期にわたり、どう守っていくのか。測定器導入、放射能測定室設置の考えはあるか。また民間検査機関、第三者機関を利用した放射性物質の検査ができないかなどに関して、保育園については町長から、そして学校については教育長から答弁をお願いします。

ウクライナの場合、内部被曝の数値は86年のチェルノブイリ事故後減少したけれど、多くの地域で94年ごろから上昇し、場所によってはピークが98年で、その値は事故があった86年より高かったそうです。ベラルーシ共和国での内部被曝の原因はその94パーセントが食品によるといいます。いくら基準値を作っても検査が十分でなければ、知らずに汚染された食品を食べてしまうことにもなります。市場に出回る前のチェックと同時に、口に入る直前の食品検査が求められるのではないかと。

町長や教育委員会は放射能測定器を持つ金沢市食肉衛生検査所や県保健環境センターなどへ実際に出向き、検査の現状を見てきていただきたいと思います。その考えはありますか。町長、教育長どうでしょうか。

6) 津幡町も原子力防災対策対象地域に加えよと、県に強く申し入れよ

答弁・・・町長へ

どんな完璧な原子力防災対策であっても、一度大事故がおこれば、人は帰る家を失い、故郷を奪われます。

また、原発がたとえ稼働せず止まっても安心はできません。プール内の使用済み核燃料を絶えず水で冷やし続けなければならないからです。原子力格納容器や圧力容器の中にある炉心燃料に比べ、使用済み燃料プールは格納容器の外にあり、外界とはコンクリートの壁だけで仕切られています。爆発したらそのまま外界に高濃度の放射性物質が飛び散ってしまう。全国54基の原発に保管されている使用済み燃料は計1万4000トン（昨年9月末現在）。これを冷やし続けなければなりません。すべての原発が止まっても使用済み燃料があるかぎり、事故の危険と隣り合わせです。

志賀原発が止まっても原子力防災対策は必要です。そこに原発があるかぎり、稼働するしないにかかわらず原子力対策は必要であるという観点から、質問します。

やっと石川県も原子力防災対策へと動き始め、2月24日、志賀原発事故に備えた防災強化に向け、県内19市町を対象にして連絡会議の初会合を開いたそうですが、各自自治体からどのような意見が出たのか。津幡町からは何を求め、意見したのか。今後町は原発事故への防災対策をどうすべきと考えているのでしょうか。

県は、志賀原発から30キロ圏内の地域を原子力防災対策の対象地域として考えているようですが、それでは30キロ圏外にあたる津幡町はどうなるのか。福島第一原発事故では、津幡町と志賀原発との距離と同じ、50キロ離れた飯館村が避難対象となりました。津幡町も強い防災意識を持たねばならないはずですが。また30キロ圏内が一部含まれるかほく市からの避難住民の受け入れの想定も考える必要はないのでしょうか。自治体をこえた連携が必要です。30キロ圏内にこだわっての防災対策は、実際に事故が起こったときのことを考えれば疑問だらけです。対策を講じるためには、テーブルにつかねばなりません。

国、県との連携を図らなければしっかりとした防災対策には取り組めません。

町長は、県に対して、津幡町も原子力防災対策の対象地域とするよう強く申し入れてほしい。町長に答弁を求めます。